

# 児童手当・特例給付 認定請求書

福島市長                      ◎太線の枠内をご記入ください。    ◎記名押印に代えて、署名することができます。

児童手当・特例給付の支給要件を審査するため、福島市が受給者及び配偶者の必要な所得情報等について、マイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステム等により公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。  
また、公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

提出年月日		平成      .      .	宛名番号		認定番号		担当			
請求者	フリガナ				個人番号			児童との関係	父・母・( )	
	氏名	Ⓜ			生年月日	昭和 平成      .      .	性別	男・女	配偶者の有無	有・無
	現住所	福島市								
	今年の1月1日住所	福島市内      ・      福島市外 (      )      ・      国外								
	昨年の1月1日住所	福島市内      ・      福島市外 (      )      ・      国外								
	勤務先	勤務先の名称(無職の場合は、「無職」と記入してください。)						職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者	
配偶者	フリガナ				個人番号			生年月日	昭和 平成      .      .	
	配偶者の氏名	Ⓜ			勤務先			職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者	
	現住所	(請求者と違う場合は必ず記入。)								
	今年の1月1日住所	福島市内      ・      福島市外 (      )      ・      国外								
	昨年の1月1日住所	福島市内      ・      福島市外 (      )      ・      国外								
日中の連絡先	請求者	自宅・携帯 勤務先 (      )			配偶者	自宅・携帯 勤務先 (      )				
児童(支給対象児童及び18歳到達後3月31日までの間の児童をすべてご記入ください。)										
フリガナ	続柄	生年月日	現住所(居所)			同居別居	監護の有無	生計関係	年齢区分	児童との関係
氏名	性別	平成      .      .	海外留学をしている場合の出国年月						~3 3~小 中学生 算定児童	未成年後見人 父母指定者 同居父母
	男・女	平成      .      .	(請求者と違う場合は必ず記入。)			同居 別居	有 無	同一 維持	~3 3~小 中学生 算定児童	未成年後見人 父母指定者 同居父母
	男・女	平成      .      .	(請求者と違う場合は必ず記入。)			同居 別居	有 無	同一 維持	~3 3~小 中学生 算定児童	未成年後見人 父母指定者 同居父母
	男・女	平成      .      .	(請求者と違う場合は必ず記入。)			同居 別居	有 無	同一 維持	~3 3~小 中学生 算定児童	未成年後見人 父母指定者 同居父母
請求者が加入している年金の種類	ア 厚生年金      イ 国民年金      ウ その他(      ) ※次の共済組合の組合員である場合は○で囲んでください。    私立学校教職員共済    国家公務員共済    地方公務員等共済									
支払希望金融機関	銀行 金庫		店 支店		1 普通預金	口座番号(左詰め)				
(請求者名義)	組合 農協		出張所		2 当座預金					
譲渡所得の有無	扶養親族等及び児童の数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数)			所得の状況		【不備書類】 ※後日提出するものに○ 健康保険証      ・      口座      ・      身分証 住民票      ・      辞令      ・      年金証書 その他 (      )				
有・無	人 (      ) 人			平成      年分所得額		円				
備考	出生・転入・受給者変更・申請遅れ・制度変更 (      月分から支給と説明済)									
区分	児童手当・特例給付									
処理	認定・却下年月日	支給開始年月	手当月額			3歳未満	円			算定児童数
		平成      .	5,000	10,000	15,000	3歳以上小学校修了前	円			
			20,000	25,000		小学校修了後中学校修了前	円			人

## 注意

- 1 請求者の「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 請求者の「現住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年及び昨年1月1日に他市町村(特別区を含む、以下同様。)に住所を有していた場合は、「1月1日住所」の欄に当該住所を記入してください。
- 3 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「請求者が加入している年金の種別」、「譲渡所得の有無」、「扶養親族等及び児童の数」、「所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 配偶者の「氏名」、「生年月日」、「職業」及び「個人番号」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。  
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
配偶者の「現住所」の欄は、配偶者が請求者と異なる住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者が本年及び昨年1月1日に他市町村に住所を有していた場合は、「1月1日住所」の欄に当該住所を記入してください。
- 6 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月日)を記入してください。
- 8 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が請求者自身の児童でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 「請求者が加入している年金の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
  - ① 加入している公的年金制度について「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の名称を記入してください。(未加入も含む。)
  - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらのものが保険料を自ら負担している場合に限りです。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また( )内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合には、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 「所得の状況」の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。  
なお、市町村民税又は特別区民税で、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除きます。)
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長証明書
  - ⑨ 「10」の後段に該当する児童があった場合には、その事実を明らかにすることができる書類
  - ⑩ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類